別表第六（第三十条の二十七の四関係）

項	式
（略）	（略）

備考

この表における式において、A、B、C_1、C_2、D_1、D_2、Eは、それぞれ次の値を表すものとする。

A　当該構想区域の性別及び年齢階級別の令和二十二年における推計人口。ただし、七十五歳以上の性別及び年齢階級別の推計人口に次の各号に掲げる病床の機能区分ごとのBの値を乗じるに当たつては、当該各号に定める数。

一　急性期機能　当該構想区域の性別及び年齢階級別の令和二十二年における推計人口に〇・五を乗じたもの

二　包括期機能　当該構想区域の性別及び年齢階級別の令和二十二年における推計人口に、前号に定める数に急性期機能に係るBの値を乗じ包括期機能に係るBの値で除して得た数を加えたもの

B　次の各号に定める病床の機能区分ごとに当該各号に定める数

一　高度急性期機能　当該構想区域に所在する病院又は診療所の一般病床において医療資源投入量（患者に提供される医療を一日当たりの診療報酬の出来高点数（健康保険法第七十六条第二項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項の規定に基づき出来高によつて算定される診療報酬（入院その他の厚生労働大臣が認める療養の給付に要する費用に係るものを除く。）の算定の単位をいう。）により換算した量をいう。以下同じ。）が三千点以上である医療を受ける入院患者の性別及び年齢階級別の数を地域医療構想に係る取組状況その他の状況を勘案して補正した数を、当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数

二　急性期機能　当該構想区域に所在する病院又は診療所の一般病床において医療資源投入量が六百点以上三千点未満の医療を受ける入院患者の性別及び年齢階級別の数を地域医療構想に係る取組状況その他の状況を勘案して補正した数を、当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数

三　包括期機能　当該構想区域に所在する病院又は診療所の一般病床又は療養病床において医療資源投入量が六百点未満の医療若しくは主としてリハビリテーションを受ける入院患者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認める者の性別及び年齢階級別の数を地域医療構想に係る取組状況その他の状況を勘案して補正した数を、当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数

四　慢性期機能　当該構想区域に所在する病院又は診療所の一般病床又は療養病床における入院患者であつて長期にわたり療養が必要であるもの（主としてリハビリテーションを受ける入院患者その他の厚生労

別表第六（第三十条の二十八の三関係）

項	式
（略）	（略）

備考

この表における式において、A、B、C_1、C_2、D_1、D_2、Eは、それぞれ次の値を表すものとする。

A　当該構想区域の性別及び年齢階級別の平成三十七年における推計人口

（新設）

（新設）

B　次の各号に定める病床の機能区分ごとに当該各号に定める数

一　高度急性期機能　病院又は診療所の一般病床において医療資源投入量（患者に提供される医療を一日当たりの診療報酬の出来高点数（健康保険法第七十六条第二項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項の規定に基づき出来高によつて算定される診療報酬（入院その他の厚生労働大臣が認める療養の給付に要する費用に係るものを除く。）の算定の単位をいう。）により換算した量をいう。以下同じ。）が三千点以上である医療を受ける入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別入院受療率

二　急性期機能　病院又は診療所の一般病床において医療資源投入量が六百点以上三千点未満の医療を受ける入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別入院受療率

三　回復期機能　病院又は診療所の一般病床又は療養病床において医療資源投入量が二百二十五点以上六百点未満の医療若しくは主としてリハビリテーションを受ける入院患者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認める者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別入院受療率

四　慢性期機能　病院又は診療所の一般病床又は療養病床における入院患者であつて長期にわたり療養が必要であるもの（主としてリハビリテーションを受ける入院患者その他の厚生労働大臣が認める入院患者